助成

ひとり親家庭等医療費等助成事業

年度更新の資格申請が必要です

問 福祉保健課 子育て支援係 ☎77-3914

現在、ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格者となっている方の認定期限は10月31日となっており、11月以降の受給資格を得るには、年度更新の申請が必要です。

■ひとり親家庭等医療費等助成

18歳になる年度の3月31日までの間にある児童（障害がある場合は20歳未満）と児童を監護、養育するひとり親世帯の父母または養育者の医療費の一部を助成する制度です。

■年度更新申請について

受給資格者の認定期限は申請日から翌年10月31日までとなっており、11月1日以降の資格を得るには毎年8月1～31日の間に受給資格の更新申請が必要です。

また、受給資格の該当者でありながら、現在は所得制限などにより認定されなかった方も、令和3年の所得により受給対象者と認定されることがありますので、あらためて申請をお願いします。

※申請後に審査を行い、受給資格が認定された方には10月下旬に受給券を交付します。

■提出書類

対象の方には、7月下旬に案内を送付しました。（児童扶養手当の現況届と同封）

各家庭の状況により添付書類が異なりますので、案内をご確認ください。

■注意事項

・未申告の方は自己負担額を決定できないため、受給券の交付ができませんので、速やかに申告をしてください。

※申告後、所得額などが確定した後に受給券を交付します。

・子ども医療費助成制度の対象となる中学3年生までの児童には、受給券は交付されません。

■受付期間

8月1日(月)～31日(水)

■提出先

福祉保健課子育て支援係

共済

交通災害共済

万が一に備えて加入しましょう

問 総務課 自治振興係 ☎77-3903

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心な制度です。8月は、一斉加入推進月間となっています。

■共済見舞金

【死亡】150万円

【傷害】2万～50万円

【身体障害1級または2級】

障害見舞金のほか50万円

【交通遺児】一人につき10万円

■加入対象者

・芝山町に住所登録している方

・町外に住んでいる方で芝山町に住所登録している住民に扶養されている方

※学校などで加入する集団会員との重複にご注意ください。

■対象となる交通事故

①車両による交通事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書（原則として人身事故扱い）が発行されたもの

②電車などの運行による事故で、警察署または駅長など現場の責任を有する者が事故の事実を証明したもの

③車両の交通による事故（①の場合を除く）で、自賠責保険が支払われたものまたは救急車などの搬送証明書が得られるもの

（見舞金の限度額3万円）

※会員の無免所運転などの故意または重大な過失、地震やその他の異変、再発や後遺症など見舞金が支払われない場合もありますので、ご注意ください。

■一般受付

【申込期限】8月31日(水)まで

【共済期間】1年間

（9月1日～令和5年8月31日）

【会費】年会費　一人700円

■随時受付

【申込期間】9月1日以降

【共済期間】加入日の翌日～令和5年8月31日まで

【会費】加入時期によって変動

■申込み

総務課自治振興係の窓口にある申請書をご記入の上、会費を添えてお申し込みください。

更新

子ども医療費助成制度

新しい受給券を使用してください

問 福祉保健課 子育て支援係 ☎77-3914

子ども医療費助成受給券は毎年8月1日に更新となります。新しい受給券を7月下旬に送付しましたので、ご確認ください。

■受給券の更新について

8月1日以降から使用できる新しい受給券は、自動更新により7月下旬に発送しました。

※受給券が届いていない場合は、福祉保健課子育て支援係までご連絡ください。

■登録事項の変更について

子どもの住所、氏名、加入健康保険や保護者などの登録事項に変更が生じた場合、届け出が必要です。福祉保健課子育て支援係にて手続きをお願いします。

また、芝山町から転出する際は、受給券を返還してください。

■償還払いについて

県外の医療機関を受診した場合や受給券を使用しなかった場合は、償還払い（後日助成額を支給）により医療費を助成しますので、必要書類を福祉保健課子育て支援係に提出してください。

■必要書類

・申請書
・領収証の原本（医療費の明細が分かるもの）
・保護者の口座が分かるもの（通帳やキャッシュカードなど）
・子ども医療費助成受給券

■注意事項

・令和3年中の収入や所得に関する申告（確定申告、住民税申告または年末調整など）が済んでいない方は、新しい受給券が発行できませんので、速やかに申告の手続きを済ませてください。
・令和4年1月1日以降に転入された方で、マイナンバーによる所得照会ができない方は、所得証明などを提出していただく場合があります。

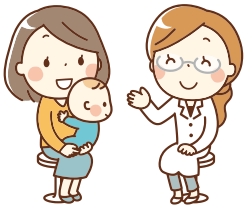

税金

令和4年度国民健康保険税

国民健康保険税率等について

問 町民税務課 課税係 ☎77-3915

令和4年度国民健康保険税率等について、次のとおりお知らせします。

■国民健康保険税率

令和4年度の保険税率は、据え置きとなります。

■課税限度額の改正

課税限度額とは、1世帯に課税される限度の金額（年間）です。

被保険者の税負担の公平性の維持と中間所得層の負担軽減を図るため、次のとおり限度額を引き上げました。

【医療分】65万円（改正前は63万円）
【後期高齢者医療分】20万円（改正前は19万円）
【介護分】17万円（据え置き）
【合計】102万円（改正前は99万円）

■未就学児に係る均等割額の軽減

子育て世帯の負担軽減のため、今年度から未就学児（6歳に達する日以後、最初の3月31日以前である被保険者）に係る均等割額が5割軽減されます。

※所得が少ない方に対する軽減が適用される世帯は、軽減後の均等割額からさらに5割軽減となります。（下記「表」参照）

（単位：円）

	改正前		改正後	
	基礎課税分（医療分）	後期支援分	基礎課税分（医療分）	後期支援分
7割軽減世帯	5,940	3,570	2,970	1,785
5割軽減世帯	9,900	5,950	4,950	2,975
2割軽減世帯	15,840	9,520	7,920	4,760
軽減なし世帯	19,800	11,900	9,900	5,950